

渡島檜山地域森林計画 変更計画書

(渡島檜山森林計画区)

計画期間 自 令和 2年4月 1日
至 令和12年3月31日

(令和2年12月25日変更)
(令和3年12月27日変更)
(令和4年12月27日変更)
(令和5年12月26日変更)

北 海 道

計画変更の理由と始期

1 変更理由

次の理由により地域森林計画を変更する。

- (1) 全国森林計画の策定（令和5年10月13日閣議決定）に伴う、計画量等の内容見直しによる。
- (2) 計画の対象とする森林の区域の異動による。

2 変更始期

令和6年4月1日から適用する。

I 計画の大綱

1 森林計画制度について

(1) 森林計画制度とは

森林は、水源の涵養^{かん}や水害の防止、木材の生産、土砂流出・崩壊などの災害の防止、気象・騒音の緩和や大気の浄化、野生生物の生息地域の提供、レクリエーション施設や保健教育的活動の場の提供などいろいろな面で人々の生活と深く関わっています。また、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割も担っています。

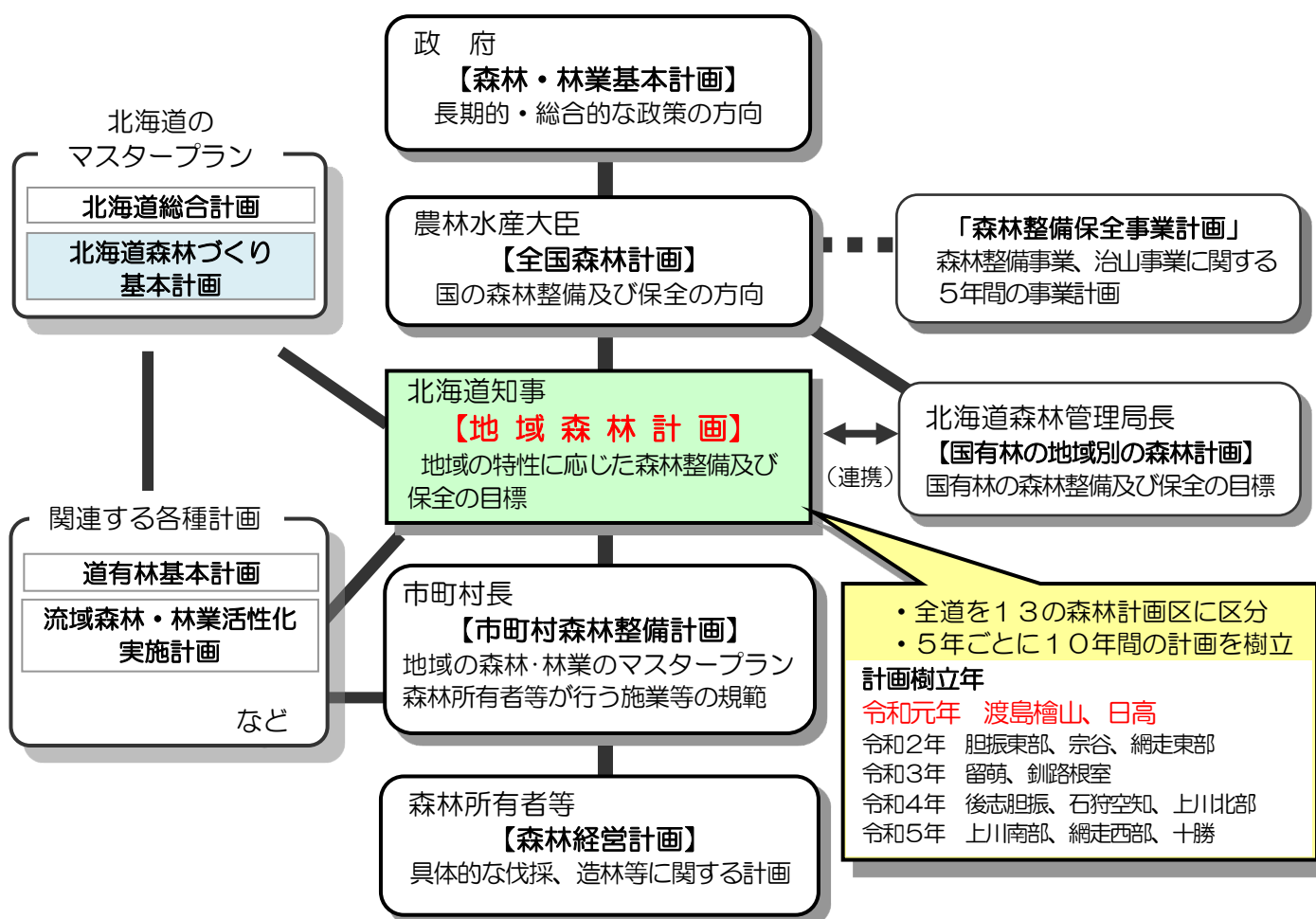
しかし、森林の造成には長い年月を必要とし、一度荒れてしまった森林は回復が容易ではありません。したがって、森林に対する無責任な扱いによる様々な問題を発生させないため、法律や制度などによる計画的な森林づくりのルールが必要となります。

このことから、計画的・長期的な視点に立ち、森林を適切に管理・育成することを目的に「森林計画制度」が設けられています。

(2) 森林計画制度の体系

森林づくりは、森林・林業をとりまく環境や森林資源の内容に応じてその方法は異なり、さらには、地域の特色を活かしてきめ細かく計画することが重要です。

このことから、森林計画制度は、それぞれの行政・地域レベルで整合性を保ちながら、効果的な施策を実施するため、国から森林所有者等までの段階的な体系となっています。



(3) 地域森林計画とは

地域森林計画は、森林に関する国の森林整備及び保全の方向を示す「全国森林計画」に即して都道府県がたてる計画であり、百年先を見据えた北海道の森林づくりに関するマスタープランである「北海道森林づくり基本計画」などの各種関連計画を踏まえ、地域の特性に応じた森林整備及び保全の目標等と

ともに、地域の森林・林業のマスタープランである「市町村森林整備計画」に記載する森林施業等の規範となる事項の指針を示しています。

(4) 森林計画と関わりのある制度

森林計画制度を推進することにより、森林法の目的である森林の保続培養と森林生産力の増進が図られ、また、森林施業の共同化や林業労働力の確保、事業量の安定確保、機械化の推進など、地域林業の振興に大きく貢献することができます。

このことから、森林計画制度は、地域の特性に応じた森林づくりを計画的に進めていくため、森林を守り育てる様々な制度と密接に関わっています。

<保安林制度>

わたしたちの暮らしに必要な水を貯え、土砂崩れなどの災害防止といった重要な役割を果たしている森林を保護し、管理するための制度です。

地域森林計画では、計画期間における保安林の指定計画や既に指定している保安林の伐採などの施業方法について記載しています。



<林地開発許可制度>

無秩序な森林の開発による災害の発生や環境の悪化を防止するため、地域森林計画の対象となっている森林に一定の制限を加える制度です。

1ha（太陽光発電設備は0.5ha）を超える森林の開発を行おうとするときは、北海道知事（市町村へ権限移譲した場合は移譲市町村長）の許可が必要となります。

<伐採及び伐採後の造林の届出制度>

森林所有者等が、地域森林計画の対象となっている森林を伐採する場合には、あらかじめ市町村長に伐採方法や伐採後の造林方法を記載した届出書を提出する必要があります。

森林の伐採、造林などの施業が、市町村森林整備計画に従って適正に行われることを目的に設けられています。

<森林の土地の所有者届出制度>

地域森林計画の対象となっている森林について、売買や相続・贈与

・譲渡及び買収などにより新たに森林の土地の所有者となった場合には、市町村長にその旨の届出をしなければなりません。

<森林整備補助制度>

森林は、私的財産としての存在にとどまらず、水資源の確保や災害防止などの公益的な役割を持つ公的財産であるといえます。

そこで、一定の要件を満たす植栽や下刈り、間伐、森林作業道などの森林づくりに必要な費用に対して公的な補助制度が設けられています。

森林経営計画を作成し、計画的に施業を実施している場合は、補助の対象となります。



<森林整備地域活動支援交付金制度>

森林経営計画の作成促進、境界の明確化や既設路網の簡易な改良等をするために行う活動を対象として、交付金を交付する制度が設けられています。

<林業金融・税制制度>

林業経営に関わる植栽、きのこ等の生産、木材の生産・流通などに必要な事業資金・設備資金・運転資金の低利融資制度のほか、相続税等税制上の特例措置が設けられています。

森林経営計画の認定を受けた森林所有者等は、日本政策金融公庫などの低利融資、所得税や相続税等の税制上の特例を受けることができます。

<共有者不確知森林制度>

共有林の伐採は共有者全員の合意が必要ですが、所有者の一部が所在不明の場合、伐採することができません。そこで、その所在不明所有者の持ち分について、他の共有者へ移転させることで立木の伐採及び伐採後の造林ができるようになります。

<森林経営管理制度>

自ら経営管理を行うことが難しい森林所有者から、意欲と能力のある林業経営者へ、市町村が仲介役となって経営管理の委託を行い、森林の経営管理の集積・集約化を進めるための制度です。

また、それができない森林の経営管理は市町村が自ら行うことができます。

2 森林の持つ機能とその区域について

(1) 森林の機能（森林のはたらき）について

森林の持つ機能は、水源 涵 養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能及び木材等生産機能に分類されます。このうち人々の生活や周囲の環境に広く寄与する水源 涵 養機能から地球環境保全機能までの7つのはたらきは、「森林の公益的機能」と呼ばれています。

なお、地球環境保全機能は二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、森林の区域の設定の対象とはしないこととします。

～清らかな水を供給する（水源涵養機能）～

森林の土壌は雨水を蓄え不純物をろ過する働きがあります。水枯れや洪水を防ぎながら、きれいな水を与えてくれます。（渇水緩和、水質浄化、洪水緩和）



～土砂崩れを防ぐ（山地災害防止機能/土壤保全機能）～

森林は大地にしっかりと根を張り、土砂の流出や山崩れを防いでいます。川や海を汚さず、住宅や道路などを守ります。（土砂流出・崩壊防止、なだれ防止等）

～快適な生活環境をつくる（快適環境形成機能）～

木々の葉は、空気をきれいにし、さらに強風や飛砂、騒音などから生活を守ってくれます。（気象緩和、風害防止、大気浄化等）



～森林とふれあう（保健・レクリエーション機能）～

私たちが森林浴やキャンプをする場所を提供し心と身体を健康にしてくれます。（レクリエーション・保健休養の場の提供等）

～優れた自然景観と文化にふれあう（文化機能）～

史跡、名勝や天然記念物など一体となって優れた自然景観や歴史的風致を持った森林は、私たちに心の潤いをもたらしてくれます。

（自然景観・歴史的風致の提供）



～野生生物のすみか（生物多様性保全機能）～

森林は野生生物のすみかであり、多様な生物が共存しながら生育・生息しています。

（野生生物等、生物多様性の保全）

～暮らしに活かす木の文化（木材等生産機能）～

私たちの生活に欠かせない建築資材や紙などの原料となる木材資源を供給します。

（木材生産、特用林産物等の生産）



「木が元気に育つために」

森林の樹木や草花が元気に育つためには太陽の光が必要です。しかし、木がうっそうと茂っていても太陽の光が地面まで届かず、樹木の下にある草花は育つことができません。長年生き続けた老木や枝と枝がぶつかり合った木を伐り、太陽の光が地面まで届く明るい森林をつくることで、すべての若木や草花が元気に育つことができます。

また、伐られた木は、家を建てる時の材料や紙などへ姿を変え、我々の生活に役立ち、一度使われた木材や紙は、リサイクルすることで再び紙などへ姿を変え使うことができます。

「植えて育てて、伐って使って、また植える」という森林づくりのサイクルを繰り返し行い、その途中で生産される木材を有効に使うことで、森林は健康な状態のままで生き続けることができます。



2 森林の持つ機能とその区域について

(2) 発揮を期待する機能に応じた森林の区域について

森林の各機能が総合的かつ高度に発揮されるように整備及び保全するためには、地域の方々の理解と参加が得られるように、森林を守り育てる基本的な方針や方法を分かりやすく示すことが重要です。

このため、地域森林計画では森林の持つ様々な機能を高度に発揮させるため、森林を主に「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」、「木材等生産林」の5つの区域に分類し、それぞれの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導することとしています。

発揮を期待する機能		発揮を期待する森林に応じた森林の区域	森林の区域に応じた目的	
	水源涵養機能	水源涵養林	○良質な水資源の安定供給の確保	
		水資源保全ゾーン	○水道取水施設等の上流域の保全	
	山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	○土砂の流出・崩壊の防備など災害に強い国土基盤の形成	
	快適環境形成機能	生活環境保全林	○居住地や農地周辺における風害・騒音などの影響を緩和し、地域の快適な生活環境を形成	
	保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	○森林とのふれあいを通じた憩いと学びの場の提供 ○自然景観・歴史的風致の提供 ○生物多様性の保全	
	文化機能		生物多様性ゾーン 水辺林タイプ	○河川や湖沼周辺の生物多様性の保全
	生物多様性保全機能		保護地域タイプ	○貴重な森林生態系を維持している地域の保全
	木材等生産機能	木材等生産林	○木材等の持続的・安定的・効率的な供給	
		特に効率的な施業が可能な森林	○特に木材等の持続的・安定的・効率的な供給	

望ましい姿	基本方針
○浸透、保水能力の高い土壌を有している森林	○伐採に伴う裸地の縮小及び分散を図る施業を推進し、良質な水を安定供給します。
○浸透、保水能力の高い土壌を有し、下層植生や樹根が発達した多様な樹種、複数の階層からなる森林	○裸地の縮小及び分散、植栽による機能回復及び濁水発生の回避を図るなど、良質な水の安定供給に特に配慮した施業を推進します。
○下層植生や樹根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林	○林床の裸地化の縮小及び回避を図るとともに、地形・地質等の条件に応じた施業を推進し、災害に強い地域環境を形成します。
○樹高が高く枝葉が多く茂るなど、遮蔽能力や汚染物質の吸収力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	○風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持し、地域の快適な生活環境を保全します。
○住民等の憩いと学びの場を提供している森林、自然景観・歴史的風致等を構成している森林であって精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林、生物多様性を保全する森林	○保健・レクリエーション機能の向上、自然景観・歴史的風致の維持・形成、生物多様性の保全機能の向上等を図る多様な施業を行います。
○多様な樹種・樹齢からなり、野生生物の生育・生息に適し、土砂・濁水等の流入制御に寄与している森林	○河川、湖沼周辺において、生物多様性の保全及び濁水発生の回避を図る施業を行います。
○針広混交林等、希少な野生生物の生育・生息に適している森林	○希少な野生生物の生育・生息地確保を図るため、原生的な森林の保全に配慮した施業を行います。
○生育に適した土壌等を有し、成長量が大きく、林道等の基盤施設が整備されている森林	○適切な造林・保育・間伐や施業の集団化・機械化による効率的な整備を推進し、木材等を持続的・安定的・効率的に供給します。
○特に生育に適した土壌等を有し、成長量が大きく、林道等の基盤施設が整備されている森林	○設定区域においては、伐採後に原則、植栽による更新を行います。

3 計画区の概況

(1) 地域の概要

地勢：北海道南西部の渡島半島に位置し、東部は内浦湾から太平洋、西部は日本海、南部は津軽海峡と三方を海に囲まれ、中央部を南北に1,000m級の渡島山系が縦断している。また、渡島山系を源とする後志利別川や遊楽部川など、大小の河川が半島を囲む海に注いでいる。

気候：年平均気温約9.1℃、年間平均降水量約1,065mm
 年最深積雪約170cm
 寒暖の差が比較的少なく温暖な気候が特徴だが、日本海岸部は、冬期間の季節風が強い地域。

構成：2市16町

人口：約431千人（平成27年国勢調査）全道の8.0%

産業：（農 業）温暖な気候を活かした稲作、花き、野菜のほか、酪農や養豚など酪農畜産業も盛んに営まれている。

（漁 業）定置網、刺し網、イカ釣り、養殖等の多種多様な漁業が行われている。

（その他）「大沼国定公園」や「松前矢越」「恵山」「檜山」「狩場茂津多」の4つの道立自然公園があり、北海道遺産に認定された松前城や五稜郭をはじめ、縄文遺跡群など北海道の歴史を象徴する文化遺産が数多く残されている。

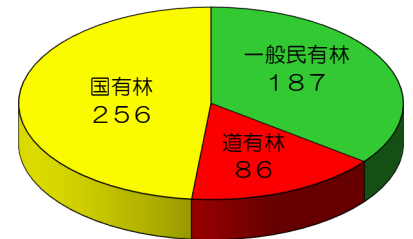


かもめ島(江差町)



五稜郭(函館市)

森林の所管別面積（千ha）



(2) 森林・林業の概要

森林面積^(注1)：総土地面積の81%の529千ha
 （国有林含む）

民有林面積：273千ha（計画区の森林の52%）

民有林蓄積：43,655千m³
 ヘクタール当たり蓄積は160m³
 （全道では151m³）

伐採材積^(注2)：全道の7.3%の393千m³（うち民有林70%）

（注1）平成30年度北海道林業統計

（注2）平成30年度実績（道森林計画課調べ）

(3) 木材産業の概要

製材工場の原木消費量：146千m³（全道の8%）

製材出荷量：69千m³（全道の8%）

チップ工場の原料消費量：105千m³（全道の6%）

（注）平成30年度実績（道林業木材課調べ）

(4) 林業事業体等の概要

（平成31年3月31日現在）

区分	森林組合	造林業	素材生産業	木材・木製品製造業		
				製材	チップ	その他
渡島檜山	(2)11	48	47	25	(17)21	9
渡島	(2)6	29	31	16	(9)10	8
檜山	5	19	16	9	(8)11	1
全道	(47)79	420	408	166	(150)196	75

（注1）森林組合の()は中核森林組合で内数、チップの()は製材との兼業で内数である。

（注2）その他は、合単板、集成材、フローリング、プレカットの工場である。

（注3）単位は森林組合・造林業・素材生産業が事業体数、木材・木製品製造業が工場数である。

4 前計画に対する実績及びその評価

前半5カ年（平成27年度～令和元年度）の計画量及び実績見込みについては次のとおりです。

計画事項	区 分	前 計 画	実 績	実 行 率	備 考
伐採立木材積	主 伐	646 千 m ³	725 千 m ³	112 %	
	間 伐	1,113 千 m ³	656 千 m ³	59 %	
	計	1,759 千 m ³	1,381 千 m ³	79 %	
造 林 面 積	人工造林	3,627 ha	2,545 ha	70 %	
	天然更新	2,386 ha	1,233 ha	52 %	
	計	6,013 ha	3,778 ha	63 %	
間 伐 面 積	間 伐	24,809 ha	11,230 ha	45 %	
林道の開設 又は拡張	開 設	82.8 km	67.5 km	82 %	
	舗 装	— km	— km	— %	
	改 良	23 箇所	10 箇所	43 %	
保安林の指定	保安林指定面積	1,179 ha	1,206 ha	102 %	
治山事業の数量	施工地区数	121 箇所	102 箇所	84 %	
要整備森林の指定	指定箇所数	13 箇所	13 箇所	100 %	

- 1 主伐は、利用期を迎えた人工林を主体に伐採が進んだことから、計画を上回りました。
- 2 間伐は、台風被害木整理を優先したため、計画を下回りました。
- 3 人工造林は、択伐が進まず、更新すべき森林が少なくなり、樹下植栽が進まなかったなどのため計画を下回りました。
- 4 天然更新は、択伐が進まず、更新すべき森林が少なくなったなどのため、計画を下回りました。
- 5 林道の開設又は拡張は、開設は概ね計画どおり実施されたが、改良は後期計画に見送った箇所があったことから、計画を下回りました。
- 6 保安林の指定は、計画期間内の指定が進んだため計画を上回りました。

5 計画区の現状・課題と取組

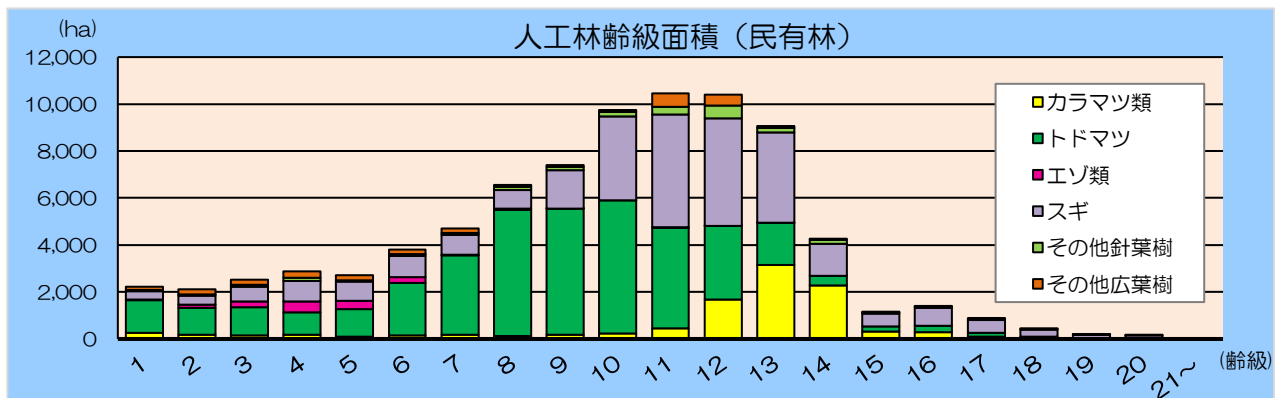
本計画区は、三方を海に囲まれ、多種多様な漁業を基幹産業とし、寒暖の差が比較的少なく温暖な気候であることから、稲作や野菜、酪農畜産業などの農業も盛んに行われています。

森林の特色として、スギをはじめとする主に本州で見られる樹木が生育しており、ブナやヒノキアスナロ（ヒバ）、サワグルミなど道南特有の樹種が自生しているほか、急峻な地形であるため山地災害防止機能を高める保安林の指定面積や5ha未満の所有規模の小さい森林所有者の割合が、全道で最も高いことが挙げられます。

本計画区の民有林における人工林の樹種面積は、トドマツ、スギの順に多くなっており、樹種の分布は、北部の内陸と内浦湾沿岸はトドマツ地帯、日本海側南部がスギ地帯と大きく二分されています。その人工林の齢級構成は、トドマツが8齢級（36～40年生）をピークに分布しており、その多くが育成段階にあります。一方スギは、11齢級（51～55年生）をピークに分布し、利用間伐や主伐の時期を迎えています。

これら充実しつつある人工林資源を活用して、木造公共施設の建築への取組が進められてきているところですが、地域材の地場消費が少ない傾向にあり、特にスギについては、その製材品の多くが本州方面の移出に頼る状態となっています。

このようなことから、本計画区における森林づくりは、森林整備のための基盤づくり、木材の有効活用や公益的機能の高度な発揮を目指すために、地域の森林所有者や森林・林業・木材産業関係者と道・市町村などの協働により、次の取組を進めていくこととします。



【計画的な森林施業の推進】

本計画区は、5ha未満の所有規模の小さい森林所有者の割合が全道で最も多い地域であり、地形が急峻で、幹線となる路網は整備されているが、細部路網の整備が進んでいない状況です。今後は、路網のネットワーク化を進めることで、森林施業の搬出コストの軽減・採算性の向上により、集約化施業を実施し、森林所有者の意欲向上を図ることが重要となります。

また、森林所有者自らが森林の状況を把握していないため、今後はICT技術を早期に活用し、森林所有者の施業意欲が低下する前に、提案型施業を推進し、森林整備事業に結びつける取組を進めます。



ドローン操作研修会



森林所有者への施業提案

【担い手の育成・確保】

本計画区は、林業労働者数の約半数が50歳以上であり、若手の林業労働者の割合が低い状況となっています。渡島檜山地域では、平成28年度より地域林業担い手確保推進協議会を設立し、渡島、檜山両地域で担い手・育成確保に取り組まれています。高校・大学生を対象にインターンシップの実施により、林業現場や木材加工工場などで就労体験し、より林業に魅力を持ってもらい、就業意欲の向上を目指しているところです。

経験が必要となる林業技術の継承は、ベテランが多く従事する今がチャンスであり、若手の林業労働者の育成確保がとて重要となります。また、2020年4月より「北海道立北の森づくり専門学院」が開校します。即戦力となる人材・将来的に企業等での中核を担う人材を教育する本学院で技術を習得し、林業労働者確保に繋げることも担い手の育成・確保の課題解決の一つとなることから、今後とも関係機関と連携を図りながら、新規雇用の確保及び人材の育成などの取組を進めます。



出前講座の様子



インターンシップの様子

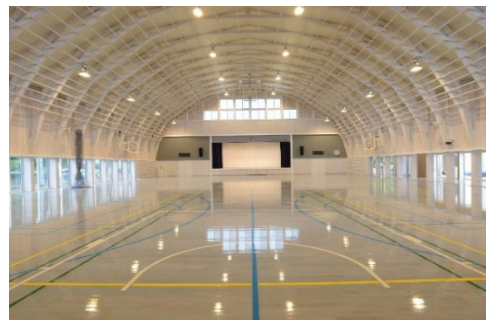
【地域材利用の拡大】

本計画区は、主として東北地方へ多くの木材が流通されているが、引き続き地域においても公共建築物の木造化・木質化を促進し、一般住宅や民間商業施設など様々な用途での地材地消を推進することが重要であり、安定的な供給・販路を道内においても構築していく必要があります。また、今後はブランド化により、都市部や海外においてもより多く使用されるよう販路維持・拡大を目指すことが重要となります。そして、地域材利用のステップとして、市町村の木造公共建築物にとどまらず、民間の中高層建築物の利用を進めることにより、幅広い方々に木材の良さを理解してもらうことが重要であり、地材地消を推進する取組を進めます。

また、当地域では森林認証の取得も進んでおり、道内での取得率も高い割合となっています。今後、森林認証材を活用していくためには、渡島檜山地域のスギやトドマツの特性を活かし、森林認証取得を機会として、他の木材生産地との差別化・ブランド化を図り、市場競争力を高めるとともに、森林認証制度や取組に対する消費者、社会の認知度を高める必要があります。そして道産木材が、市場において優先的に購買される環境をつくる取組を進めます。



地域材を利用した民間店舗



松前中学校アリーナ

6 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 北海道森林づくり条例等との整合

北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かにひろがり、清らかな水を貯え、野生生物の生育・生息の場となるとともに、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する等、わたしたちにとってかけがえのない貴重な財産となっています。

このような森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、林業活動や山村地域等の活性化を図りながら、道民との協働による森林づくりを進め、広大な大地にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り育て、将来の世代に引き継がなければなりません。

道では、このような考え方から「北海道森林づくり条例」を制定するとともに、百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「北海道森林づくり基本計画」を策定しています。

このことから、地域森林計画の基本的な方針の設定に当たっては、北海道森林づくり条例に定める基本理念及び北海道森林づくり基本計画の長期的な目標（めざす姿）を踏まえ、地域の森林・林業・木材産業の状況、地域経済、産業など自然的・社会的な地域の特徴を踏まえたうえで樹立することとします。

～条例の基本理念～

- 長期的な展望を持ち、地域の特性に応じた森林づくり
- 林業及び木材産業等の健全な発展を通じた森林づくり
- 道民、森林所有者、事業者及び道との協働による森林づくり

～基本計画の長期的な目標（めざす姿）～

- 百年先を見据え、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件や社会的条件を踏まえ、発揮を期待する機能に応じて、「水源涵養林」「山地災害防止林」「生活環境保全林」「保健・文化機能等維持林」「木材等生産林」に区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりを進めます。
- 適切な森林管理に基づく森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざします。
- 道民との協働による森林づくりに向けて、木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育む「木育」が道民に定着することをめざします。

(2) 地域の方々などの意見把握と計画への反映

計画の樹立に当たっては、検討段階から地域の方々から森林づくりに対する関心や理解をより深めてもらう取組が必要です。

このため道では、計画を樹立する地域において市町村への事前アンケートや「地域森林づくり検討会」を通じて、地域の方々から、森林づくりの重要性や森林計画に関する意見の把握に努め、この結果を計画に反映しています。

このうち「地域森林づくり検討会」では、地域での課題や森林づくりの方向性、取組等に関する地域の関係者や森林所有者、住民の方々の意見・提案を聞くために検討を行い、森林・林業・木材産業の現状についての認識を深めていただいた上で意見交換を行っています。

また、地域森林計画の原案が完成した段階で、再度、地域の方々の意見・質問を伺っています。

さらに、施業方法等の技術的な課題については、専門的知識が必要であることから、研究者などの学識経験者と意見交換を行い、「市町村森林整備計画」に記載する森林施業の規範となる事項の見直しを行うこととしています。

7 本計画区の目標

(1) 森林の機能に応じた望ましい森林の姿

木材の安定供給や森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を次のとおり定めます。

【森林の誘導の考え方】

○育成単層林

木材等生産機能の発揮が求められる森林において、皆伐再造林を計画的に実施します。

また、公益的機能の発揮が特に求められる一部の森林は、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入や植栽により育成複層林へ誘導します。

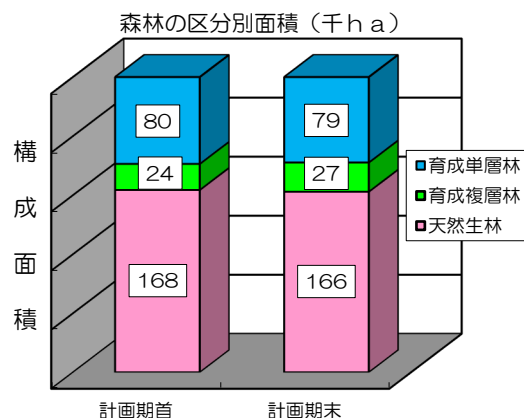
○育成複層林

抜き伐り等の部分的な伐採を実施した後、植栽等により更新し、間伐などの保育を計画的に実施し、公益的機能の高度発揮を図ります。

○天然生林

自然の推移にゆだね森林を維持し、公益的機能の高度発揮を図ります。

また、適切な森林施業を行う必要がある一部の森林は、育成複層林へ誘導します。



注1 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林をいいます。

注2 育成複層林：森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させる森林をいいます。

注3 天然生林：主に自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいいます。



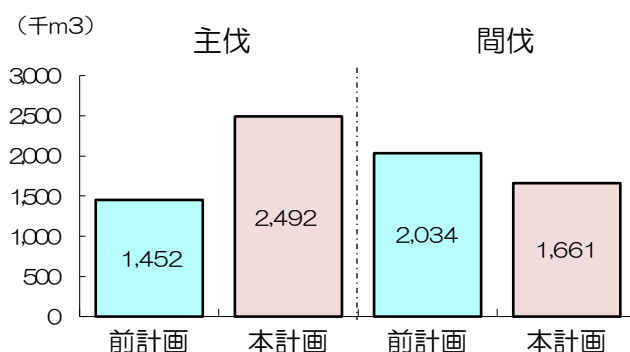
(2) 計画事項の概要

森林の機能に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、伐採、造林、間伐について、次のとおり計画します。

ア 伐採計画について

(単位 材積：千 m^3)

区分	前計画	本計画
主伐	1,452	2,492
間伐	2,034	1,661
計	3,486	4,153



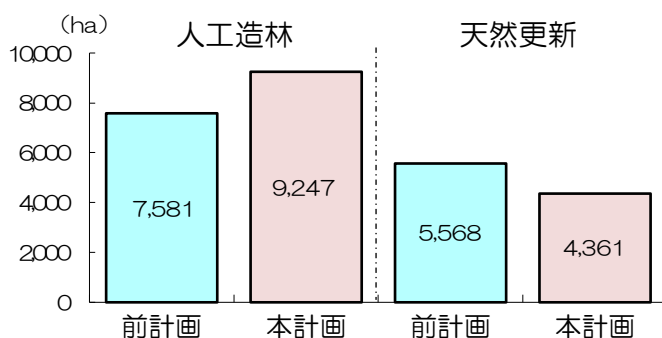
〈基本的な考え方〉

- 主伐は、人工林の主伐対象資源が増加することなどから、前計画を上回る計画。
- 間伐は、人工林が主伐期に移行し、対象資源が減少することなどから、前計画を下回る計画。

イ 造林計画について

(単位 面積：ha)

区分	前計画	本計画
人工造林	7,581	9,247
天然更新	5,568	4,361
計	13,149	13,608



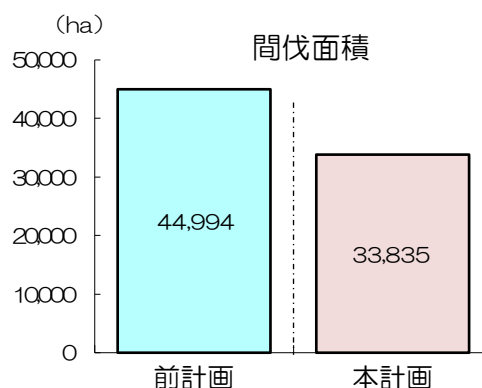
〈基本的な考え方〉

- 人工造林は、主伐量の増加に伴い、更新面積が増加することから、前計画を上回る計画。
- 天然更新は、天然林における育成複層林への誘導ペースを見直したことから、前計画を下回る計画。

ウ 間伐計画について

(単位 面積：ha)

区分	前計画	本計画
間伐	44,994	33,835



〈基本的な考え方〉

- 間伐面積は、主に 5~10 齢級の保育期の人工林について間伐を計画しているが、対象となる人工林面積が減少することから、前計画を下回る計画。